

(平成21年9月30日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認旭川地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 2 件

厚生年金関係 2 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 6 件

国民年金関係 3 件

厚生年金関係 3 件

第1 委員会の結論

申立人のA社B事業所における資格取得日は昭和24年4月1日、資格喪失日は25年10月1日であると認められることから、当該期間に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、昭和24年4月は2,400円、同年5月から25年1月までは2,500円、同年2月から同年9月までは4,000円とすることが妥当である。

また、申立人は、申立期間のうち昭和24年3月1日から同年4月1日までの期間及び25年10月1日から26年5月1日までの期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B事業所における資格取得日に係る記録を24年3月1日に訂正し、同社C事業所における資格取得日に係る記録を25年10月1日、資格喪失日に係る記録を26年5月1日に訂正し、標準報酬月額については、24年3月は2,400円、25年10月から26年4月までは4,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、申立期間のうち昭和24年3月については、明らかでない認められ、25年10月から26年4月までについては、履行していない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和24年3月1日から27年4月1日まで

昭和22年9月にA社に入社し、当初は同社D事業所に勤務していたが、24年3月1日に同社B事業所に転勤し、その後、同社D事業所に転勤し、同社の廃止まで継続して勤務していた。

仕事の内容は転勤しても変わることはなく、A社D事業所では厚生年金保険の加入記録があるのに、その後の加入記録が無いのは納得がいかない。

給与明細書には厚生年金保険料を控除されていた旨の記載があったと記憶しているので、申立期間について厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 社会保険事務所が保管するA社B事業所に係る厚生年金保険被保険者名簿には、申立人と同姓同名の者（ただし、生年月日の月日が異なる。以下、仮にE氏という。）が、昭和24年4月1日に被保険者資格を取得し、25年10月1日に喪失していることが確認できるところ、申立人提出の辞令の記載によれば、申立人は24年3月1日付けで同事務所に転勤したことが確認できる。

また、D氏の厚生年金保険の記録は65歳に到達しているにもかかわらず、基礎年金番号に統合されていないことから、当該記録は、申立人に係るものであると認められる。

これらを総合的に判断すると、申立人が昭和24年4月1日に被保険者資格を取得した旨の届出及び25年10月1日に被保険者資格を喪失した旨の届出を事業主が社会保険事務所に行ったことが認められる。

なお、昭和24年4月から25年9月までの標準報酬月額については、申立人のA社B事業所における社会保険事務所の記録から、24年4月は2,400円、同年5月から25年1月までは2,500円、同年2月から同年9月までは4,000円とすることが妥当である。

2 申立期間のうち、昭和24年3月1日から同年4月1日までの期間については、申立人提出の同年3月1日付けの辞令の記載及び同僚の証言等から判断すると、申立人は、A社に継続して勤務し（昭和24年3月1日にA社D事業所から同社B事業所に異動）、申立期間のうち同年3月1日から同年4月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、昭和24年3月の標準報酬月額については、申立人のA社B事業所における同年4月の社会保険事務所の記録から、2,400円とすることが妥当である。

なお、申立期間のうち昭和24年3月1日から同年4月1日までの申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は当時の資料が無いことから不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

3 申立期間のうち、昭和25年10月1日から27年4月1日までの期間については、申立人提出の26年1月1日付けの辞令の記載及び同僚の証言等から、申立人が当時、A社C事業所に勤務していたことが推認できるが、申立人は、「A社が廃止となる時期まで勤務した。」、「私が退職した時期には、上司はまだ残務整理のため勤務していた。」と述べているところ、A社の廃止日は同年4月1日であることが確認でき、社会保険事務所の保管する厚生年金

保険被保険者名簿によれば、同年4月中に資格を喪失した者はおらず、同年5月1日に7人が被保険者資格を喪失した記録となっていること、及び当該上司の資格喪失日は同年5月25日であることを踏まえると、申立人の同事務所における勤務期間は、25年10月1日から26年4月末までであったものと認められる。

さらに、A社C事業所において申立人と同様の業務に従事していた同僚は、「事務所、支所には臨時職員はいなかった。」と証言しており、当該同僚及び連絡の取れた同僚はいずれも厚生年金保険の被保険者記録が継続していることが確認できる上、申立人提出の辞令に記載されている職位が「主事補」であることを踏まえれば、申立期間においても、申立人は、正職員として勤務していたものと認められる。

一方、申立期間のうち、昭和26年5月1日から27年4月1日までの期間については、上記のほかに申立人が当該期間においてA社C事業所に勤務し、厚生年金保険料を給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和25年10月1日から26年5月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、A社C事業所における申立人の辞令及び同社B事業所における昭和25年9月の社会保険事務所の記録から、4,000円とすることが妥当である。

なお、申立期間のうち昭和25年10月1日から26年5月1日までの申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は当時の資料が無いことから不明としているが、社会保険事務所の申立期間における当該事業所に係る厚生年金保険被保険者名簿には申立人の氏名は確認できず、整理番号にも欠番が見当たらないことから、申立人に係る社会保険事務所の記録が失われたとは考えられない上、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後、被保険者資格の喪失届も提出されているにもかかわらず、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録しないと考えることから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る25年10月から26年4月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和39年3月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年2月1日から同年3月1日まで

A社で勤務し、昭和38年11月30日付けで同社B営業所に転勤になった。その後、同社同営業所は、C社に吸収合併されたが、申立期間も継続して勤務していたので、厚生年金保険の加入記録が途切れていることに納得できない。

申立期間について厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録（昭和37年3月20日取得～43年8月10日離職）及び連絡の取れた元従業員（2人）の証言から、申立人は、昭和37年3月20日にA社に入社して以降、申立期間においても同社（A社B営業所は、合併により昭和39年3月1日からはC社B営業所）に継続して勤務していたことが認められる。

また、申立人及び連絡の取れた元従業員は、「C社との合併前の申立期間においても、A社本社から給与が継続して支給されていた。」と回答している。

さらに、A社の本社も、合併により昭和39年10月にC社となっているが、社会保険庁の管理するオンライン記録によれば、当該時期に移行したすべての被保険者（88人）のA社での資格喪失日とC社での資格取得日は、ともに同年10月1日となっており、加入期間が途切れていないことが確認できる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和39年1月の社会保険事務所の記録、及びC社における同年3月の社会保険事務所の記録から、1万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立期間の申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、申立事業所は昭和62年10月22日に解散し、63年3月5日に清算終了となっており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 58 年 6 月から 59 年 5 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 33 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 6 月から 59 年 5 月まで

夫が昭和 58 年 6 月に A 市 B 支所で、私の国民年金の加入手続きをしてくれました。自分で国民年金保険料を納付した記憶はありませんが、夫の職場で給与引き去りにより納付していました。

このときの年金手帳は、紛失してしまい現在は手元にありませんが、納付記録が未加入なのは納得できないので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の夫が昭和 58 年 6 月に国民年金の加入手続きを A 市 B 支所で行ったと主張しているが、A 市では、「当時は、支所・出張所において加入手続きは行っていなかった。」と回答しており、申立人の主張には不自然な点が見受けられる上、申立人の国民年金手帳記号番号は、C 社会保険事務所で払い出されたことを示す記号であることから、申立人が 60 年 1 月 14 日に転居先の D 市で任意加入の手続きを行った際に払い出された番号であると推認され、それ以前に、A 市を管轄する E 社会保険事務所において別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、申立人は、申立人の夫の職場で給与引き去りにより国民年金保険料を納付していたと主張しているが、そのことを裏付ける証言等を得ることはできず、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された時点では、申立期間は任意の未加入期間であることから、申立期間の保険料をさかのぼって納付することはできない。

さらに、申立人の夫が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立人の夫が申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成3年7月から4年7月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和42年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年7月から4年7月まで

結婚してA市に転居した後、平成8年8月にB区役所で国民年金の加入手続を行ったときに、窓口職員から、学生時代（昭和62年5月から63年3月まで）の国民年金保険料は時効で納付できないが、申立期間の保険料は、まだ時効の5年間を経過していないので納付できると言われ、10数万円を郵便局か銀行で納付した。

申立期間について国民年金保険料を納付していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成8年8月にA市B区役所で国民年金の加入手続を行ったと主張しているとおおり、申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出簿から、同年8月に払い出されていることが確認できる。

しかしながら、国民年金保険料は、納付期限より2年を経過したときは、時効により納めることはできず、申立人が国民年金の加入手続を行った時点では、申立期間は時効により納付できない期間であることから、申立人の主張には不自然な点が見受けられる。

また、申立人は、平成8年8月に国民年金保険料として10数万円を郵便局か銀行で納付したと主張しているところ、社会保険庁の記録から、申立人は、7年1月から8年1月までの保険料を納付していることが確認でき、この保険料額が150,200円であることから、申立人が納付したとするのは、この期間の保険料だったと考えるのが自然である。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年4月から47年11月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年4月から47年11月まで
昭和46年3月に短期大学を卒業して、A市内にあった事業所に勤務した際に、事業所から「国民年金に加入したほうが良い。」と言われ、A市B支所で国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料を納めた記憶がある。
申立期間の国民年金保険料を納付していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和46年3月に短期大学を卒業後、A市B支所で国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料を納めたと主張しているが、申立人が国民年金に加入していた形跡は見当たらない上、社会保険庁の記録により、申立期間は国民年金の未加入期間とされていることから納付書は作成されず、申立人は保険料を納付できなかったと考えるのが自然である。

また、申立人の国民年金の加入手続き及び国民年金保険料の納付に関する記憶は曖昧であるとともに、申立人に国民年金の加入を勧めたとする事業所は、現在は存在しておらず、当時の同僚からも、申立内容を裏付ける証言等を得ることはできなかった。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 59 年 5 月から同年 10 月まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入期間の照会をしたところ、A社で勤務していた昭和 59 年 5 月から同年 10 月までの期間の加入記録が無い旨の回答があった。

当時は、事業所の寮に宿泊しながら側溝のトラフ入れの仕事をしており、一緒に働きに行った同僚も同じ仕事をしていた。

給与から厚生年金保険料が控除されていた記憶があるので、申立期間について厚生年金保険被保険者期間であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立内容及び元従業員の証言から、申立人が、申立期間当時、A社に季節作業員（土工夫）として就労していたことはうかがえるが、申立人の実際の勤務期間を確認できる人事記録等の資料は得られなかった。

また、当時の社会保険事務担当者は、「トラフ入れ等の作業をしていた土工夫（季節作業員）は日雇健康保険の加入であり、厚生年金保険には平成になるまで加入させていなかった。」と証言しているところ、社会保険事務所が保管する厚生年金保険被保険者原票によれば、申立人が一緒に勤務していた同僚として記憶している者には、申立期間において厚生年金保険の加入記録は存在しない。

さらに、連絡の取れた元従業員（季節作業員）は、「加入記録の無い昭和 53 年ころから、土工夫として毎年 5 月から 12 月まで勤務していたが、その間は日雇健康保険に加入していた。厚生年金保険に加入したのは、平成からである。」と証言しており、社会保険庁の管理するオンライン記録によれば、当該元従業員は、平成元年に厚生年金保険に加入するまで国民年金に

加入し、国民年金保険料については、申請免除及び未納の記録となっており、申立人も、申立期間において国民年金に加入し、国民年金保険料については申請免除の記録となっている。

加えて、当時の社会保険事務担当者の証言から、申立期間当時の従業員数は、正社員は 35～36 人程度、季節作業員は 80～90 人と考えられるところ、社会保険事務所の保管する厚生年金保険被保険者原票によれば、申立期間における厚生年金保険被保険者数は最多でも 32 人であることから、当該事業所では、申立期間当時、すべての従業員を厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったことがうかがえる。

また、当該事業所に係る厚生年金保険被保険者原票には申立人の氏名は無く、整理番号に欠番は見当たらないことから、申立人の記録が欠落したものと考えるのは難しい。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 10 年 9 月 30 日から 13 年 5 月 1 日まで
平成 8 年 2 月に A 社に入社し、13 年 4 月末まで勤務していた。10 年 9 月 30 日に、本社である B 社が倒産し、経営が変わったが、その後の厚生年金保険の加入記録が無いので、調査の上、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録（平成 8 年 2 月 2 日取得～13 年 2 月 15 日離職）及び元従業員の証言から、申立人が雇用保険の加入期間において A 社に勤務していたことが確認できるが、社会保険庁の管理するオンライン記録によれば、申立期間直前まで申立人の厚生年金保険の加入記録がある B 社は、平成 10 年 9 月 30 日に適用事業所ではなくなっており、同日後の申立期間において A 社又は B 社の継承会社が厚生年金保険の適用事業所となった記録は見当たらない。

また、当時の代表取締役は、「(申立期間当時、) A 社は厚生年金保険に加入していなかった。」と証言しており、連絡の取れた元従業員 4 人も、「上司から立ち話程度に、会社では厚生年金保険が掛けられなくなると聞いた。」と証言しているところ、申立期間において勤務していた元従業員から提供のあった給与支払明細書（平成 11 年 4 月 25 日支給～同年 6 月 25 日支給、12 年 4 月 25 日支給～13 年 2 月 25 日支給、13 年 4 月 25 日支給～同年 7 月 25 日支給の計 18 か月分）には、厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる記載は無い上、社会保険庁の管理するオンライン記録によれば、申立人と同様に平成 10 年 9 月 30 日以降も勤務していた当時の代表取締役及び元従業員二人は、申立期間において国民年金に加入し国民年

金保険料を納付した記録となっている。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 3 月から 44 年 7 月まで

昭和 41 年 3 月に、A 事業所に臨時職員として自分を含め 3 人同時に採用された。採用時に、当時の総務課の係長から、厚生年金保険に加入するので国民年金をやめるよう言われたので手続をしたが、47 年ころに、B 市から申立期間の国民年金保険料が未納となっており、保険料を 8 万円納めると 25 年間納めたことになると言われ、同市 C 支所で一括で納めた記憶がある。しかし、申立期間については厚生年金保険に加入しているはずなので厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 事業所の回答から、申立人が昭和 42 年 12 月 1 日から 46 年 6 月 30 日までの期間において同事業所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、社会保険事務所の保管する適用事業所名簿によれば、A 事業所の新規適用日は昭和 48 年 4 月 3 日であり、同日より前の期間において同事業所が適用事業所となった記録は見当たらない。また、申立人が同時期に採用された同僚として記憶している二人についても、A 事業所の回答から申立人と同日から在籍していることが推認できるものの、社会保険庁の管理するオンライン記録によれば、年金制度への加入記録は見当たらない。

また、当該同僚二人の居所は不明であり、A 事業所では当時の資料は廃棄済みとしており、このほかに、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除についての証言等は得られなかった。

なお、申立人は、採用時に厚生年金保険に加入するとの説明を受け、国民年金の資格喪失の手続をしたと主張しているが、申立期間に申立人が国民年金の資格を喪失した記録は見当たらず、社会保険事務所に保管する申立人に

係る国民年金被保険者台帳によれば、昭和40年11月から60年6月までの国民年金保険料については40年11月11日に納付された記録となっていることから、申立人の主張には不自然な点が見受けられる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。